

第2 法人税基本通達関係

昭和44年5月1日付直審(法)25「法人税基本通達の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 災害損失金

改正後	改正前
<p>(災害損失特別勘定の益金算入時期の延長確認申請書の書式)</p> <p>12-2-13 12-2-12《修繕等が遅れた場合の災害損失特別勘定の益金算入の特例》により災害損失特別勘定の益金算入時期の延長確認の申請を行う場合の申請書の書式は、付表の書式(これに準ずる書式を含む。)による。</p>	<p>(災害損失特別勘定の益金算入時期の延長確認申請書の書式)</p> <p>12-2-13 12-2-12《修繕等が遅れた場合の災害損失特別勘定の益金算入の特例》により災害損失特別勘定の益金算入時期の延長確認の申請を行う場合の申請書の書式は、付表の書式(これに準ずる書式を含む。)による。</p>

改正後

付表

災害損失特別勘定の益金算入時期 の延長確認申請書		※整理番号	
※申請受付印 年 月 日 国税局長 税務署長 殿		※申請受付印	
納税地 〒 (フリガナ) 電話() -	法人名等 (フリガナ)	代表者氏名 〒	代表者住所 〒
法人番号 〒 (フリガナ)	代表者住所 〒	事業種目 業	業
連子 法人名等 〒 (局 署) 本店又は主たる事務所の所在地 〒 電話() -	代表者氏名 〒	代表者住所 〒	事業種目 業
※申請受付印 年 月 日 国税局長 税務署長 殿	※申請受付印 年 月 日 国税局長 税務署長 殿	※申請受付印 年 月 日 国税局長 税務署長 殿	※申請受付印 年 月 日 国税局長 税務署長 殿
災害損失特別勘定への繰入れの対象とした修繕等が 自 年 月 日 事業年度等終了の日までに完了できな い事情にありますので、法人税基本通達12-2-12(修繕等が遅れた場合の災害損失特別勘定の益金算入の特例) 又は連結納 税基本通達20-2-18(修繕等が遅れた場合の災害損失特別勘定の益金算入の特例)に基づき、被災資産の修繕等が完了する と見込まれる日の属する下記の事業年度等をもって1年経過事業年度等とすることを申請します。			
被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度等		自 年 月 日 至 年 月 日 事業年度等	
当期末の災害損失特別勘定の残額	1	円	円
修繕費用等の見込額 (7の合計額)-(8の合計額)	2	円	円
翌期以後の修繕等の工事に係る修繕費用等の見込額の明細			
被災資産 名称及び種類 又は共通費用の費目			
被災資産の所在地			
構造、設備の 種類及び細目			
翌期以後に完了する と見込まれる修繕等 の工事の名称等	5		
同上の修繕等の工事期間	6		
同上の修繕等の工事に 係る翌期以後の 修繕費用等の見込額	7	円	円
翌期以後の保険金等の額	8		
税理士署名			
※税務署 部門 決算期 業種番号 整理簿 備考 通信日付印 年 月 日 確認印			

改正前

付表

災害損失特別勘定の益金算入時期 の延長確認申請書		※整理番号	
※申請受付印 年 月 日 国税局長 税務署長 殿		※申請受付印	
納税地 〒 (フリガナ) 電話() -	法人名等 (フリガナ)	代表者氏名 〒	代表者住所 〒
法人番号 〒 (フリガナ)	代表者住所 〒	事業種目 業	業
連子 法人名等 〒 (局 署) 本店又は主たる事務所の所在地 〒 電話() -	代表者氏名 〒	代表者住所 〒	事業種目 業
※申請受付印 年 月 日 国税局長 税務署長 殿	※申請受付印 年 月 日 国税局長 税務署長 殿	※申請受付印 年 月 日 国税局長 税務署長 殿	※申請受付印 年 月 日 国税局長 税務署長 殿
災害損失特別勘定への繰入れの対象とした修繕等が 自 年 月 日 事業年度等終了の日までに完了できな い事情にありますので、法人税基本通達12-2-12(修繕等が遅れた場合の災害損失特別勘定の益金算入の特例) 又は連結納 税基本通達20-2-18(修繕等が遅れた場合の災害損失特別勘定の益金算入の特例)に基づき、被災資産の修繕等が完了する と見込まれる日の属する下記の事業年度等をもって1年経過事業年度等とすることを申請します。			
被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度等		自 年 月 日 至 年 月 日 事業年度等	
当期末の災害損失特別勘定の残額	1	円	円
修繕費用等の見込額 (7の合計額)-(8の合計額)	2	円	円
翌期以後の修繕等の工事に係る修繕費用等の見込額の明細			
被災資産 名称及び種類 又は共通費用の費目			
被災資産の所在地			
構造、設備の 種類及び細目			
翌期以後に完了する と見込まれる修繕等 の工事の名称等	5		
同上の修繕等の工事期間	6		
同上の修繕等の工事に 係る翌期以後の 修繕費用等の見込額	7	円	円
翌期以後の保険金等の額	8		
税理士署名 押印			
※税務署 部門 決算期 業種番号 整理簿 備考 通信日付印 年 月 日 確認印			

改正後

災害損失特別勘定の益金算入時期の
延長確認申請書の記載の仕方

- この延長確認申請書は、法人税基本通達 12-2-12(修繕等が遅れた場合の災害損失特別勘定の益金算入の特例)又は連結納税基本通達 20-2-18(修繕等が遅れた場合の災害損失特別勘定の益金算入の特例)に定めるところにより、災害損失特別勘定への繰入れをした法人又は連結親法人が、1年経過事業年度等(災害のあった日から1年を経過する日の属する事業年度等(法人税法第13条及び第14条に規定する事業年度並びに同法第15条の2に規定する連結事業年度をいいます。以下同じ。))をいいます。以下同じ。)終了の日までに、これらの通達に定めるところにより修繕完了事業年度等(被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度等をいいます。以下同じ。))をもって1年経過事業年度等とすることを申請する場合に記載します。
なお、1年経過事業年度等終了の日までに修繕等が完了しなかった理由及び申請をした修繕完了事業年度等に修繕等が完了すると見込まれる事情等を適宜の用紙に記載して添付してください。
- 各欄は、次により記載します。
(1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」(13桁)、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- 「被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度等」には、当期が1年経過事業年度等に該当し、被災資産に係る修繕等がやむを得ない事情により当期末までに完了しないため、当期末において災害損失特別勘定の残額(次の①に掲げる金額から②に掲げる金額を控除した金額をいいます。以下同じ。))を有している場合において、所轄税務署長(国税局の調査課所管法人にあっては、所轄国税局長)の確認を受けようとする修繕完了事業年度等に記載します。
(1)被災事業年度等において災害損失特別勘定に繰り入れた金額
(2)被災事業年度等終了の日の翌日から当期末までにおいて被災資産等に係る修繕費用等として損金の額に算入する金額の合計額(保険金等により補填される金額がある場合には、当該金額の合計額を控除します。)
- 「当期末の災害損失特別勘定の残額1」には、当期末における「災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書」の「8」欄の金額と「災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書」の『「9」欄の金額のうち税務計算上の災害損失特別勘定の額(裏面の8②の表の②の額)－「7」欄の額』に相当する金額の合計額を記載します。
- 「修繕費用等の見込額2」には、1年経過事業年度等終了の日の翌日から修繕完了事業年度等終了の日までに支出することが見込まれる修繕費用等の金額として、「7」欄の合計額から「8」欄の合計額を控除した金額を記載します。
- 「当期中において益金の額に算入すべき金額3」は、「1」欄の金額から「2」欄の金額を控除した残額を記載しますが、この欄に記載する金額がある場合には、その金額に相当する金額を当期の「災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書」の「益金算入額8」欄の金額に含めて記載します。
- 「翌期以後の修繕等の工事に係る修繕費用等の見込額の明細」の各欄は、次により記載します。
(1)「被災資産」の各欄は、被災資産ごとに具体的に記載します。
なお、被災資産が多数ある場合には、別にこの明細書に相当するものを作成し保存しているときに限り、被災資産を資産の種類ごとに区分し、その区分ごとの合計額を「7」欄及び「8」欄に記載することができます。
(2)一の被災資産につき翌期以後に完了すると見込まれる複数の修繕等の工事を行うこととしている場合には、次によります。
イ 「翌期以後に完了すると見込まれる修繕等の工事の名称等5」には、複数の工事のうち主なものとして「〇〇工事等」と記載します。
ロ 「同上の修繕等の工事期間6」には、複数の工事のうち最初の工事期間の始期から最後の工事期間の終期を記載します。
(3)「同上の修繕等の工事に係る翌期以後の修繕費用等の見込額7」には、1年経過事業年度等終了の日の翌日から修繕完了事業年度等終了の日までに支出することが見込まれる「6」欄の修繕等の工事に係る修繕費用等の見込額を記載します。
なお、修繕費用等とは次の費用その他これらに類する費用をいいます。
イ 被災資産の滅失、損壊又は価値の減少による当該被災資産の取壊し又は除去の費用その他の付随費用
ロ 土砂その他の障害物を除去するための費用
ハ 被災資産の原状回復のための修繕費(被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために支出する費用を含みます。)
ニ 被災資産の損壊又はその価値の減少を防止するための費用
ホ 被災資産に係る被害の拡大を防止するため緊急に必要な措置を講ずるために要する費用(災害により棚卸資産及び固定資産にまさに被害が生ずるおそれがあることと見込まれる場合のこれらの資産に係る被害の発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるために要する費用を含みます。)
- 「翌期以後の保険金等の額8」には、1年経過事業年度等終了の日の翌日以後において当該被災資産に係る保険金、損害賠償金、補助金その他これらに類するもの(以下「保険金等」といいます。))により補填される金額がある場合には、当該補填されると見込まれる金額(災害損失特別勘定への繰入れをした事業年度等終了の日の翌日以後に取入れした保険金等のうち「7」欄の修繕費用等の額に充てることとしている金額を含みます。)を記載します。
- 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- 「※」欄は、記載しないでください。

改正前

災害損失特別勘定の益金算入時期の
延長確認申請書の記載の仕方

- この延長確認申請書は、法人税基本通達 12-2-12(修繕等が遅れた場合の災害損失特別勘定の益金算入の特例)又は連結納税基本通達 20-2-18(修繕等が遅れた場合の災害損失特別勘定の益金算入の特例)に定めるところにより、災害損失特別勘定への繰入れをした法人又は連結親法人が、1年経過事業年度等(災害のあった日から1年を経過する日の属する事業年度等(法人税法第13条及び第14条に規定する事業年度並びに同法第15条の2に規定する連結事業年度をいいます。以下同じ。))をいいます。以下同じ。)終了の日までに、これらの通達に定めるところにより修繕完了事業年度等(被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度等をいいます。以下同じ。))をもって1年経過事業年度等とすることを申請する場合に記載します。
なお、1年経過事業年度等終了の日までに修繕等が完了しなかった理由及び申請をした修繕完了事業年度等に修繕等が完了すると見込まれる事情等を適宜の用紙に記載して添付してください。
- 各欄は、次により記載します。
(1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」(13桁)、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- 「被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度等」には、当期が1年経過事業年度等に該当し、被災資産に係る修繕等がやむを得ない事情により当期末までに完了しないため、当期末において災害損失特別勘定の残額(次の①に掲げる金額から②に掲げる金額を控除した金額をいいます。以下同じ。))を有している場合において、所轄税務署長(国税局の調査課所管法人にあっては、所轄国税局長)の確認を受けようとする修繕完了事業年度等に記載します。
(1)被災事業年度等において災害損失特別勘定に繰り入れた金額
(2)被災事業年度等終了の日の翌日から当期末までにおいて被災資産等に係る修繕費用等として損金の額に算入する金額の合計額(保険金等により補填される金額がある場合には、当該金額の合計額を控除します。)
- 「当期末の災害損失特別勘定の残額1」には、当期末における「災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書」の「8」欄の金額と「災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書」の『「9」欄の金額のうち税務計算上の災害損失特別勘定の額(裏面の8②の表の②の額)－「7」欄の額』に相当する金額の合計額を記載します。
- 「修繕費用等の見込額2」には、1年経過事業年度等終了の日の翌日から修繕完了事業年度等終了の日までに支出することが見込まれる修繕費用等の金額として、「7」欄の合計額から「8」欄の合計額を控除した金額を記載します。
- 「当期中において益金の額に算入すべき金額3」は、「1」欄の金額から「2」欄の金額を控除した残額を記載しますが、この欄に記載する金額がある場合には、その金額に相当する金額を当期の「災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書」の「益金算入額8」欄の金額に含めて記載します。
- 「翌期以後の修繕等の工事に係る修繕費用等の見込額の明細」の各欄は、次により記載します。
なお、被災資産が多数ある場合には、別にこの明細書に相当するものを作成し保存しているときに限り、被災資産を資産の種類ごとに区分し、その区分ごとの合計額を「7」欄及び「8」欄に記載することができます。
(2)一の被災資産につき翌期以後に完了すると見込まれる複数の修繕等の工事を行うこととしている場合には、次によります。
イ 「翌期以後に完了すると見込まれる修繕等の工事の名称等5」には、複数の工事のうち主なものとして「〇〇工事等」と記載します。
ロ 「同上の修繕等の工事期間6」には、複数の工事のうち最初の工事期間の始期から最後の工事期間の終期を記載します。
(3)「同上の修繕等の工事に係る翌期以後の修繕費用等の見込額7」には、1年経過事業年度等終了の日の翌日から修繕完了事業年度等終了の日までに支出することが見込まれる「6」欄の修繕等の工事に係る修繕費用等の見込額を記載します。
なお、修繕費用等とは次の費用その他これらに類する費用をいいます。
イ 被災資産の滅失、損壊又は価値の減少による当該被災資産の取壊し又は除去の費用その他の付随費用
ロ 土砂その他の障害物を除去するための費用
ハ 被災資産の原状回復のための修繕費(被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために支出する費用を含みます。)
ニ 被災資産の損壊又はその価値の減少を防止するための費用
ホ 被災資産に係る被害の拡大を防止するため緊急に必要な措置を講ずるために要する費用(災害により棚卸資産及び固定資産にまさに被害が生ずるおそれがあることと見込まれる場合のこれらの資産に係る被害の発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるために要する費用を含みます。)
- 「翌期以後の保険金等の額8」には、1年経過事業年度等終了の日の翌日以後において当該被災資産に係る保険金、損害賠償金、補助金その他これらに類するもの(以下「保険金等」といいます。))により補填される金額がある場合には、当該補填されると見込まれる金額(災害損失特別勘定への繰入れをした事業年度等終了の日の翌日以後に取入れした保険金等のうち「7」欄の修繕費用等の額に充てることとしている金額を含みます。)を記載します。
- 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- 「※」欄は、記載しないでください。